

令和6年度運動部活動に係る活動方針

綾部市立東綾中学校

1 部活動の目的

- (1) 教員の適切な指導の下、ルールを守り、自主的・積極的に活動しようとする態度を育成する。
- (2) 苦しいことにも果敢に立ち向かう態度と強い心を育成する。
- (3) 心身ともに調和のとれた、たくましい生徒を育てる。
- (4) 生徒のやる気を引き出し、互いに高めあえる集団づくりを目指す。

2 活動計画

(1) 本年度設置する部活動

陸上部 卓球部 ソフトテニス部

(2) 活動時間および日数

ア 基本とすること

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(30年3月スポーツ庁)、「京都府部活動指導指針」(30年4月京都府教育委員会)に基づき、設定する。また、綾部市部活動地域移行に準ずる。

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた取り扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間以内、学校の休業日(学期中の週末含む)は3時間以内とする。

イ 放課後の部活動

- ・ 水曜日を休養日とすることを基本とする。
- ・ 活動時間

期 間	活動時間	下校時刻
1月上旬～11月上旬	15:45～16:40	17:00
11月上旬～1月中旬	15:45～16:20	16:30※スクールバス運行

ウ 朝の部活動は行わない。

エ 土日の部活動

- ・ 土日の活動は、どちらかの半日とする。
- ・ 土日の活動は、3時間以内の活動とし、午前午後に渡らないようにする。
(大会・練習試合はこの限りではない。)

オ 長期休業中の部活動について

- ・ 長期休業中の活動日数は、オフシーズンを設け、長期休業前に決定する。
- ・ 長期休業中の活動は、1日3時間以内とし午前午後に渡らないようにする。

カ その他

- ・ 期末考査7日前(土日含む)は部活動を行わない。また、体育祭前及び文化祭前にも部活停止期間を設ける。公式試合等がある場合は相談する。
- ・ 大会等で、土日両日活動した場合には、翌週の月曜日を休養日とすることを基本とし、該当の部は、朝の部活動及び放課後の部活動を行わない。

(3) 大会参加について

ア 部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものであること。

- ・ 府中体連主催のものである。
- ・ 顧問が引率して参加する。
- ・ その他の大会は、校長が許可した場合のみとする。
- ・ 部活動として、大会(練習試合含む)に参加する場合は、計画を作成し、保護者に配布する。

3 部活動への入部

(1) 生徒全員が所属して活動することを基本とする。

(2) 新入生の入部については別紙(新入生の部活動参加について及び1年生正式入部について)に定める。

4 部活動の運営

(1) 各部活動顧問は、年度当初に年間(月毎)活動計画を作成する。また、活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成する。

その際、以下の点に留意すること。

- ・ 本校の活動方針に沿った計画であること。
- ・ 部活動費内の活動とすること。

(2) 活動について

ア 各活動場所には顧問が付き、指導及び安全管理(施設設備等・熱中症対策・

- 気象変化対策含む)を行う。顧問が付けない場合は、他の教員が管理を行う。
- イ 部員の服装は、体育時の服装もしくは部活動のユニフォーム、練習着とする。
- ウ 大会や練習試合に参加する場合も、学校生活と同様もしくは、チームで統一された服装とする。
- エ 大会や練習試合、土日の部活動についてはスポーツドリンクを認める。

5 安全管理と事故防止について

- (1) 安全管理体制の確立と怪我・事故等の防止に努める。
 - (2) 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体調、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるよう留意する。
 - (3) 怪我・事故等が起こった場合の医療機関・関係者等への連絡体制の整備や心肺蘇生法（AED 設置状況及び使用方法等）など、危機管理マニュアルに基づき対応する。
 - (4) 施設・設備・用具等及び健康・気候の安全管理を行う。
 - (5) 熱中症対策 「暑さの指数」をチェックする。（WBGT 測定器の活用等） ※環境省『熱中症予防情報サイト』（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）
 - (6) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
 - (7) 気象変化対策 落雷、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集する。
 - (8) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める。感染拡大のリスクを高める環境（換気の悪い密閉空間・人の密集・近距離での会話や発生等）を回避して実施する。（下記の内容は、当分の間実施する。感染症の状況により随時更新する）
- ア 活動時間は、平日 2 時間以内、土日は 3 時間以内とする。
- イ 必要に応じて活動時間や場所の割り振りをする。
- ウ 活動への参加にあたっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないように配慮する。基礎疾患のある生徒については、保護者と連携の上、主治医や学校医に相談し、判断する。
- エ 風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど、症状が軽い場合を含む）がみられる場合は参加させない。
- オ 自宅での検温や顧問による体調確認等、健康観察を徹底する。
- カ 手洗い、咳エチケット、手指のアルコール消毒等を行う。
- キ 使用する用具については、出来るだけ使い回しを避けるとともに、可能なものは消毒をしてから使用する。
- ク 飲料水を持参させ、コップやボトルの共有をさせない。

ケ 更衣室の利用についても、密集を避け分散利用等感染症予防を行う。

6 体罰・ハラスメント行為の禁止

- (1) 指導と称して体罰を行うことはもちろん、懲戒としての体罰も厳禁とする。
- (2) 指導者と生徒との人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、性的な言動を含む嫌がらせ等、また身体や容姿に係わること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりする）な発言は厳禁とする。また、親しき等のつもりの発言や身体的接触も厳禁とする。

7 その他

- ・ 本活動方針は、本校ホームページ等で公開する。
- ・ 生徒との連絡方法は、家庭への電話（連絡網）で行う。SNS 等の使用は禁止する。